

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：生涯学習課)

1	施設名	滋賀県立長浜ドーム(宿泊研修館に限る。)													
2	施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積：4,368㎡(長浜ドームの敷地の一部) 延床面積：1,473.23㎡(プロパン庫含む。) 施設構造：RC造2階建 													
		<ul style="list-style-type: none"> 施設内容：宿泊室定員 54名(洋室6室、和室7室) 会議室定員 81名(会議室A・B) 													
3	募集概要	募集方法	公募												
		募集要項配布期間	平成30年 8月31日～平成30年10月 5日												
		申請受付期間	平成30年 8月31日～平成30年10月 5日												
		募集内容	指定期間	平成31年 4月 1日～平成36年 3月31日(5年間)											
			管理業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊研修館の施設および設備の提供に関する業務 宿泊研修館の施設および設備の維持管理に関する業務 文化的行事の実施に関する業務 その他設置の目的を達成するために必要な業務 											
管理料参考額	49,285,000円(消費税および地方消費税含む)														
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループ申請の場合の構成</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津市唐橋町23番3号</td> <td>一般財団法人 滋賀県青年会館</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計</td> <td>1者</td> </tr> </tbody> </table>			申請者		グループ申請の場合の構成	所在地	名称	大津市唐橋町23番3号	一般財団法人 滋賀県青年会館		合計		1者
申請者		グループ申請の場合の構成													
所在地	名称														
大津市唐橋町23番3号	一般財団法人 滋賀県青年会館														
合計		1者													
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングを実施し、選定基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者を選定する。												
		選定委員会委員 ※委員長 (50音順、敬称略)	門野 夏子(滋賀県子ども会連合会副会長) ※神部 純一(滋賀大学社会連携研究センター教授) 高橋 伊三男(滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長) 高橋 敏枝(滋賀県社会教育連絡協議会評議員) 藤 崇之(公認会計士・税理士)												
		選定基準	別紙参照												

審査経過

第1回選定委員会（平成30年8月8日開催）
 募集要項および審査基準を決定
 第2回選定委員会（平成30年10月17日開催）
 申請書類の審査、ヒアリングを実施した後、採点を行い、採点結果を基に指定管理者の候補者を選定

審査結果

指定管理者の候補者

一般財団法人 滋賀県青年会館

評価結果および選定理由

【評価結果】

○選定基準に基づく採点結果

申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計
一般財団法人 滋賀県 青年会館	25.2/30	52.6/75	55.4/75	59.8/75	22.8/30	10.4/15	226.2/300

※点数は各委員の平均値（300点満点）

○各委員の採点結果

申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値
一般財団法人 滋賀県 青年会館	248	198	231	214	240	1,131	226.2

○提示額一覧表

申請者	提示額
一般財団法人滋賀県青年会館	49,000,000円

【選定理由】

全ての選定基準において、概ね7割以上の評価点が得られ、全体的に良好な結果が得られている。また、長年にわたる実績から培われた経営ノウハウについては、今後の施設の管理運営に期待できるものである。

管理運営経費についても、管理料の提示額は49,000,000円であり、参考額を下回る額となっている。

【指定管理者選定委員会の概要】

（委員）長年に渡る当施設にかかる管理運営実績があり、基本的にはしっかりとした経営ノウハウがあるということは評価している。申請書類も、実績により培われた自負・自信が表れた前向きなものであるが、収入増や利用者増加のための手法等については、一層の創意工夫を期待する。

（委員）誘客については、施設の性質上長浜ドームの利用者頼りのところがあるが、一般利用者の誘客に一層努めて、利用者増加につなげていただきたい。

上記の結果、一般財団法人滋賀県青年会館を指定管理者の候補者として選定した。

選定基準、審査項目および審査内容

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が 県民の公平な利用を 確保することができる ものであること。 (配点：30)	指定管理者 の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。(10)
	管理運営の 基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。(10)
	公平利用の 確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。(10)
(2) 事業計画の内容が 施設の効用を最大限 に発揮させるもので あること。 (配点：75)	サービスの 向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。(30)
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。(25)
	自主事業の 取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。(20)
(3) 事業計画の内容が 施設の管理に係る経 費の縮減が図られる ものであること。 (配点：75)	施設の管理 運営	適正に管理運営ができる業務内容(外部への一部委託を含む)となっているか。(40)
		管理運営の経費(外部への一部委託を含む)の縮減が図られているか。(35)
(4) 事業計画に沿った 管理を安定して行う 能力を有すること。 (配点：75)	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっていて、施設管理業務に関する知識等を有しているか。(25)
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。(収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。)(10)
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。(20)
	業務実績	宿泊研修施設、青少年活動施設またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。(20)
(5) 法令を遵守し、災害 その他緊急時の対応 能力を有すること。 (配点：30)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。(個人情報管理や情報公開への対応なども含む)(15)
	危機管理対 策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。(15)
(6) その他の基準 (配点：15)	利用者のト ラブル対応 と要望の把 握	利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。(5)
	県内におけ る事業の展 開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。(5)
	その他の取 り組み	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るための人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。(5)

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	一般財団法人 滋賀県青年会館	
代表者職・氏名	理事長 岩永峯一	
団体の所在地	滋賀県大津市唐橋町 2 3 番 3 号	
設立年月日	昭和 4 3 年 1 2 月 5 日	
資本金		
従業者数	平成 3 0 年 8 月 3 1 日 現在	1 5 人
主たる業務内容	<p>滋賀県下の青年団の健全なる発展を助長し、青少年活動の促進をはかり、教育文化の振興に寄与することを目的とする業務。 上記の目的を達成するため、滋賀県内の区域において、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県青年会館を維持運営すること。 (2) 青年団及び青少年団体の育成援助をすること。 (3) 青年教育に関する集会及び宿泊の用に供すること。 (4) 青年の修養及び啓蒙等に関する出版物を刊行すること。 (5) 滋賀県が指定管理者として委託する長浜ドーム宿泊研修館の運営。 (6) その他目的を達成するために必要な事業。 	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	滋賀県青年会館の運営 昭和 4 2 年 5 月 から 現在	
特記事項	長浜ドーム宿泊研修館の管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 4 年度から平成 1 7 年度まで管理業務を受託する。 ・平成 1 8 年度から現在まで指定管理者に指定される。 	

公の施設における指定管理者指定による効果

(単位:千円)

【課名:生涯学習課】

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平30年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立長浜ドーム (宿泊研修館に限る。)	一般財団法人滋賀県青年会館	公募	5	49,000	46,295	9,259	10,999	△ 1,740	インターネット・情報誌の活用などによる積極的なPRや長浜ドーム、大学、競技団体、観光協会等との連携強化、併せて利用者アンケートによるニーズの的確な把握などにより、施設の管理運営の改善につながるとともに行政サービスの向上が期待できる。	これまでの指定管理者としての実績から培われた管理運営ノウハウを活かして、早めの小修繕対応やLED電球への順次切り替えをはじめ徹底した省エネルギー・省資源による管理経費の削減などにより管理運営の効率化が期待できる。	青少年をはじめ広く県民の文化の向上のための拠点である等の施設設置の目的・役割を理解した積極的な事業展開が期待できる。 また、事業等において、新たにボランティア等との連携を検討しており、施設利用の一層の活性化も期待できる。